

国内経済要録

◇第2次対印円借款調印

インドの第3次5か年計画に対する援助として、8月18日、日印第2次円借款調印をみた。概要次のとおり。

- (1) 貸付限度額は288億円。うち初年度(1962年6月末まで)分180億円、次年度(1963年6月末まで)分108億円。
- (2) 日本輸出入銀行と本邦甲種外国為替公認銀行12行とが協調(協調比率輸銀8、為銀2)してインド政府に対し借款を供与する。
- (3) 貸付金利は年6%、期間は15年(据置期間1967年1月末まで)。
- (4) 対象品目はインドが日本から買い付ける特定プロジェクトおよびプラント、機械など。

◇外国為替資金貸付の実施

本行は、為替金融の正常化ならびに、輸出金融の円滑化をはかるため、9月1日から外国為替資金貸付を実施した(これに伴い、従来の外国為替引当貸付は廃止)。その概要次のとおり。

- (1) 本行取引先(本邦外国為替公認銀行中本行が適当と認めたもの)の保有する外貨資産を、引当とする手形貸付の方式による。引当外貨資産は、さしあたり不改變信用状に基づく外貨表示期限付輸出手形または本行が適当と認めた輸出手形保険に付保された外貨表示期限付輸出手形(「引当手形」)とする。
- (2) 引当手形の手形期間は5か月以内(ただし、船積後定期払条件の場合は6か月以内)、引当手形の通貨種類は指定外国通貨(特別決済勘定にかかるアメリカ合衆国通貨を除く)。
- (3) 貸付金額は、引当手形金額を引当手形の表示通貨別に大蔵大臣の定める直物電信売買相場の下限相場

(ただし、下限相場が日々変動する通貨については相場変動の事実上の下限として本行が認定する相場)により換算した邦貨額の範囲内。

- (4) 貸付利子歩合、日歩7厘。

◇輸出標準決済方法の拡大

大蔵省は、輸出振興の見地から、輸出標準決済条件を2か月延長し「一覧後5か月または船積後6か月以内」のものを標準決済として認めることとし、9月1日から実施した。

◇相互銀行の掛金業務基準などの改正

大蔵省は、相互銀行の掛金業務の維持、伸長をはかるため現行の掛金業務基準などを改正し、10月1日以降の新規契約分から実施することを決めた。改正の概要次のとおり。

- (1) 掛金の払込方法に旬掛、週掛を新設(従来は月掛、日掛のみ)。
- (2) 金融利回りおよび預金利回りの最高限度を引き下げる。

| 区 分 | 当初受給付口の 金融利回り | | 満期受給付口の 預金利回り | |
|-----------|------------------|---------------|------------------|----------------|
| | 新 | 旧 | 新 | 旧 |
| 月 掛 も の | 年 11 % 以 下 | 年 14 % 以 下 | 年 4.4 % 以 下 | 年 4.5 % 以 下 |
| 日 掛 も の | 年 15 % 〃 | 年 17 % 〃 | 年 3.9 % 〃 | 年 4.0 % 〃 |
| 旬・週 掛 も の | 年 13 % 〃 | — | 年 4.2 % 〃 | — |

- (3) 未給付口掛金が延滞の場合、契約期間の延長を認める。この場合延滞損害金は徴求しない。